

# 農産物規格・検査に関する懇談会（第3回）

# 農産物規格・検査に関する懇談会（第3回）

日時： 平成31年3月29日（金）

会場： 農林水産省第3特別会議室

時間： 午後3時00分～午後4時15分

## 議事次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
  - (1) 農産物規格・検査の見直しに関する意見と論点の整理
  - (2) 意見交換
  - (3) その他
- 4 閉 会

### 配付資料

#### 議事次第

農産物規格・検査に関する懇談会委員名簿

農産物規格・検査に関する懇談会（第3回）【座席表】

資料1 農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理（案）

資料2 検査関係事務の効率化の御意見への対応

資料3 夏目委員提出資料

参考1 第1回・第2回懇談会における御意見の整理

参考2 デモンストレーション時の「穀粒判別器の測定結果」と「目視の分析（手より）」  
の比較

参考3 広域登録検査機関の登録時の申請・届出、農産物検査に関する問い合わせ窓口一覧

出席委員

座	長	高	木	賢	弁護士、公立大学法人高崎経済大学理事長
委	員	市	川	和 弥	株式会社大戸屋ホールディングス購買部部長代理
委	員	大	谷	正 美	わらべや日洋株式会社取締役執行役員購買部長
委	員	齋	藤	一 志	公益社団法人日本農業法人協会副会長
委	員	夏	目	智 子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
委	員	三	橋	美 幸	全国米穀販売事業共済協同組合副理事長 株式会社ミツハシ代表取締役会長兼CEO
委	員	森		雅 彦	日本生活協同組合連合会商品本部農畜産部 特別商品グループマネージャー
委	員	山	本	貞 郎	全国農業協同組合連合会米穀部長

午後3時00分 開会

○検査物課課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第3回農産物規格・検査に関する懇談会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、天羽政策統括官から一言ご挨拶申し上げます。

○天羽政策統括官 政策統括官の天羽でございます。第3回の農産物規格・検査に関する懇談会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の先生方におかれましては、年度末の大変お忙しい中ご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。本日はこれまで2回にわたり、事務局からの資料の説明と委員の先生方からのご意見・ご質問を賜ったものを整理させていただいて中間論点整理案を準備させていただいております。

この案につきまして本日はご議論いただきまして、ご質問やご意見を頂きながら、この中間論点整理の方向性を整理していただければとお願いを申し上げて、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○検査物課課長補佐 恐れ入りますが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料一覧でございますように、議事次第、委員名簿、座席表、資料1、資料2、資料3、参考1、参考2、参考3を配付しております。不足などございましたら、会議の途中でも構いませんので、事務局にお申し付けいただきますようお願いいたします。

次に、委員の出欠状況でございますが、齋藤委員が今こちらに向かわれているということで遅れておりますので、全ての委員の方へ出席いただける予定となっております。

また、農林水産省からの出席者につきましては、座席表でご確認いただきますようお願いいたします。

本懇談会は公開で行います。事前に本日の傍聴を希望される方を公募しまして、約30名の方が傍聴されているところでございます。

それでは、本懇談会の座長であります高木委員に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高木座長 それでは、議事次第に従いまして進行させていただきます。

今日のメインの議題は農産物規格・検査の見直しに関する論点整理に関連することです。

まずは、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。その中で前回、ご意見、ご質問頂いて宿題となっております検査関係事務の効率化、あるいは穀粒判別器により繰り返し測定をした場合の精度はどうか、あるいは農産物検査の問い合わせ窓口、これらについて一括説明をしていただきたいと思います。

それでは事務局、お願いいたします。

○内田米麦流通加工対策室長 はい。それでは説明をさせていただきます。

まず資料1をご覧ください。農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理（案）ということで、別途参考1に、これまでの懇談会におきますご議論を整理したものをお配りしてございますが、これまでのご意見を踏まえて事務局としてこの論点整理案を整理させていただいております。

内容につきましては、総論と各論の二つに分かれてございますが、まず総論の1行目でございますが、農業競争力強化プログラムにも記載している表現でございますが、農産物規格・検査については、流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直しを図っていく必要があるということで、本懇談会では調製・流通段階での機器の現状、現行制度の運用状況、それから米流通の現状を踏まえ、議論を重ねた結果、特に議論の中では農産物検査は重要だということも多く頂いてございますけれども、農産物規格・検査については現行制度の基本は堅持しつつも、以下の方向で見直しを進める必要があるということで整理をさせていただいております。

更に、今後とも検査技術の進展や、調製・流通段階での機器の高度化。取引形態の変化など、農産物流通全体の状況、それから現場からの声などを踏まえながら、流通ルートや消費者ニーズに即した不断の点検を行い、随時見直しを検討していく必要があるということで整理をさせていただいております。

続きまして、2の各論でございます。二つ論点がございます。1、現行の農産物規格・検査に関する論点ということでいくつか項目がございましたが、まず一点目の項目、穀粒判別器についてでございます。

1つ目の○にございますように、アンケート調査でも穀粒判別器の導入を進めるべきということでご意見を頂いてございます。

更には、三つ目の○のところでございますけれども懇談会の中でも、現場からは穀粒判別器の導入を求める声が大きいので、測定精度の統一や効率化の観点も踏まえて検討すべきといったご意見を頂きました。

また一番下の○でございますが、抽出した複数の試料を一つにして検査できるようにするなど、真に合理化に結びつく手法の検討が必要ということで、サンプルの取り方についても言及を頂いているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、右の中間論点整理案でございますが、穀粒判別器を活用していくことは検査の合理化の観点から一定の意義はある。しかしながら、測定精度や効率的な検査方法等を検証した上で判断する必要があることから、専門家で構成される検討会において、少し言葉が抜けておりましたが、次のページも同じ表現になりますが、「技術的な」の前に「より」という言葉を付け加えさせていただきます。より技術的な検討を行い、結論を得る必要と整理をさせていただきます。

続きまして、2ページ目でございます。2ページ目は規格項目の追加及び削減と着色粒の基準ということで、ともに規格に関するものでございますので、右の方は、まとめて記載させていただきます。

まず、(2)の規格の追加削減ということでございます。主な論点のところの二つ目の○でございますが、胴割粒などの項目の追加について、検査コストを考慮しつつ検討してもよいのではないかとご提案を頂きました。

一方で、その下の○でございますが、胴割の程度によってクレームの有無が異なるため、規格化する場合は、どのような線引きをするのか検証が必要といったご意見ですとか、検査現場ではいろいろと細かく確認をする必要があるので、規格化すると大変なコストになるというご指摘も頂いてございます。

そのようなことも踏まえまして、右の中間論点整理案でございますが、胴割粒などの新たな規格の追加、あるいは削減ということもあるかと思っておりますので、追加や削減の可否について、専門家で構成される検討会においてより技術的な検討を行い結論を得る必要がある。ただし、新たな規格の追加が検査現場でのコストの増加につながらないように留意する必要ということで整理をさせていただきます。

(3)の着色粒の基準でございます。こちらにつきましては、上二つの○に現場の声を記載させていただきます。特に生産サイドからは現状のままで良いというご意見がある一方で、緩和すべきというご意見。さらには地方自治体から着色粒の規格の廃止や見直しを求める意見を頂いているところでございますが、三つ目の○に基準を緩和すると農家は農薬を使用しなくなり、混入割合が大きくなるといったご意見ですとか、消費者の求める水準、色彩選別機の能力や除去に要するコストや手間、時間等を踏まえて検討すべきといったご意見。あるい

は、実際に現行の規格より厳格に運用しているが、それでも消費者からクレームが来るので、色彩選別機による除去はそれなりの時間がかかるが、全ての着色粒が除去できるわけではないので、現実的には緩和は困難が伴うのではないかというご指摘も頂きました。

これらを踏まえまして、右の整理案でございますが、着色粒の基準については、消費者が求める水準や色彩選別機での除去は、相当なコストを伴うことなどを考慮すれば、基準の緩和は難しいのではないかと。

一方、着色粒の基準の緩和を求める現場からの声があることにも留意する必要、といった形で整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、3ページ目でございます。4点目の項目といたしまして、検査業務に係る制度の見直しということで、検査結果の報告期日の延長や報告事項の削減ですとかそのようなご意見を頂きました。

こちらにつきましては、右の方の論点整理でございますように、事務負担の軽減を図るために、国への農産物検査結果の報告内容の削減、報告期日の延長、検査請求様式の簡素化等の現行制度の見直しをしっかりと行い、事務の効率化を図る必要。また、生産者の庭先での出張検査などを柔軟に実施できるように、現行のルールを見直して、弾力的な運用を可能とする必要と整理をさせていただいております。

具体的に前回、齋藤委員、山本委員からこの項目につきましては資料を提出頂きご意見を頂きましたので、それにつきましては、資料2の方で後ほどご説明をさせていただきます。

それから、5点目でございます。農産物検査の検査精度の向上ということで、第2回の資料でも検査証明の不備の状況などをご説明させていただきましたが、上から二つ目の○にございます、問題のある検査があることは確かであるので、検査員のレベルアップや各県での横の目合わせが必要ではないか、研修の対象者の拡大や検査員の更新というご指摘を頂いております。

また、山本委員から、JAグループとしての取組についても前回ご説明頂きましたが、一番下の○にございます、日々の技術の向上が必要であって、検査員を抱える登録検査機関にその役割があるといったご指摘もございました。

それらを踏まえまして論点整理案といたしましては、検査員の質の向上・均質化を図るため、検査員を対象として国が行っている研修内容の充実など、登録検査機関による適正な検査の実施を確保するための方策について検討する必要。また、登録検査機関においても検査員の資質向上に努める責務を有していることを認識する必要、といった形で整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。二つ目の論点といたしまして、米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点ということで、一つ目は、交付金の交付要件等でございますが、主な論点のところがございます1つ目の○でございますが、実需者からは農産物規格の項目が必ずしも全て必要とされていないにもかかわらず、国の交付金の交付のためだけに検査の手数料を負担して受けざるを得ないといった現場の声があることを踏まえましてご意見をいただいたところでございますけれども、米を実需者などに直接販売する農家が増えてきているので、交付金の要件を見直しても良いのではないかというご意見を頂きました。

他方で、3つ目の○でございます、仮に要件を緩めるにしても、米流通の大宗に影響することがないように、慎重に検討すべきといったご意見も頂いたところでございます。

これらを踏まえまして、中間論点整理案でございますが、ナラシなど国の交付金をはじめとする制度の運用においては、直接取引などにおいて買い手から農産物検査による証明を求められない場合にまで、現行の検査が必要か否か、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ検討する必要と整理をさせていただいております。

最後でございますが、5ページ目の袋詰め玄米及び精米の表示要件でございます。こちらにつきましましては多くのご意見を頂いてございますが、まず、主な論点のところでございます。

一つ目の○では、検査による証明がなくても、3点セット、産地・品種・産年の表示を認めるとしてもよいのではないかというご意見を頂きました。

また、二つ目の○でございますが、等級はその精米の表示には反映されないということで、現行の表示ルールの中で袋詰め精米の表示だけがここまで厳しくても良いのか、任意で表示できるようにした場合の担保をどうするのか、などについて議論をする必要があるのではないかというご意見を頂きました。

三つ目の○でございますが、直接販売の際に現行制度の要件を見直すこと自体は否定するわけではない。ただし、未検査米の3点セットを認めた場合、消費者は検査済みかきちんと認識できるのか、できないのであれば米全体の表示や品質への疑問が生じてしまうのではないかとといったご懸念。

更には、四つ目の○でございますが、仮に未検査米でも3点セット表示を可能とした場合、取引先ごとに独自の規格を求められるようになり、生産・検査の現場に大きなコストが発生することが懸念されるため、流通の大宗に影響することがないように慎重に検討願いたいというご意見も頂いたところでございます。

このようなことを踏まえまして、中間論点整理案でございますが、産地・品種・産年にかか



る表示要件については、定着している現行ルールを維持していくことが基本と考えられる。ただし、農家による直接販売など取引の形態によっては、農産物検査による証明がなくても一部の表示は可能とすべきとの現場からの要望を踏まえると、今後、その当否につき表示を所管する省庁とも議論をしておく必要。

議論に際しては、本懇談会で示された多様な意見に十分留意することが必要、といった形で整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、資料2ということでございます。

先ほどの検査の効率化に関連いたしますが、前回、齋藤委員及び山本委員からご説明頂きましたご意見につきまして、現段階での検討方向ということで整理をしているものでございます。

順を追ってご説明いたしますが、まず検査結果の報告ということでは、報告期日の延長、それから水分含有率の検査結果報告の廃止ということでございますが、これにつきましては、延長あるいは廃止する方向で検討させていただきたいと考えているところでございます。

また、検査場所の追加には業務規定の変更が必要ということでございますが、こちらについては生産者の庭先など臨時の検査場所を追加する場合は、業務規程の変更を必要としないよう運用改善について検討していきたいと考えているところでございます。

それから、3点目、銘柄設定に関して齋藤委員からご意見を頂きましたが、農協等が大量につくる方針を示さないと設定できない、あるいは、現在は新品種が無制限に増えているといった点につきましてご意見がございまして。まず前段でございまして、こちらについては大量に作らなくても設定が可能でございまして。こうした産地品種銘柄の設定要件について、我々の周知が足りないところがあったかもしれませんので、改めてきちんと周知をしていきたいと考えております。

また、新品種が増えているということに関しましては、多様なニーズを踏まえて、様々な品種が育成されており、産地品種銘柄も増加している状況でございまして。このような中で、その品種を制限するという対応は難しいところでございますが、今後の設定状況を踏まえて、あるいは検査現場での負担の軽減等の観点からどのような対応が可能か検討させていただきたいと考えており、直ちに何かできるという訳ではないですが、そのような状況も見つつ検討していきたいと考えているところでございます。

それから、生産者の生産関連情報の確認ということで、作付証明の際に共済組合の水稲共済野帳や営農計画書等を用いて確認が行われていると認識してございますが、検査現場からの話をよく聞いて、より効率化できないか、どのような対応ができるかについて検討していきたい

と考えております。

それから、農産物検査請求の委任状について、事前に検査数量を記載する必要はないのではないかという御指摘でございました。こちらにつきましては検査実績で数量を把握できるということでございますので、委任状での数量の記載は不要とするという方向で検討をさせていただきたいと考えてございます。

それから、次のページでございますが、検査請求の受付簿、これについては監督に便利のように作るだけで業務に必要なのではないかというご指摘を頂きました。これにつきましては、国が作成を位置付けているものではなく、各登録検査機関が作成する業務規程において作成することになっておりますので、登録検査機関が不要と判断をされるのであれば、作成しなくても差し支えないこととなりますので、こちらにつきましても改めてきちんと周知をさせていただきたいと考えております。

それから、飼料用米の検査に関して、ばら検査の場合に、手よりによる分析が必要になるので時間がかかることのご指摘でございます。

ばら検査の場合の手よりの分析については、目視のみでは判定しがたい場合に、手よりなどで分析をするという手順を定めておまして、必ずしも手よりによる分析を行う必要はございません。

こちらにつきましても改めてきちんと周知をさせていただいた上で、現場のご意見もよく聞いて、必要に応じて対応を検討して参りたいと考えてございます。

それから、カントリーエレベーターにおける検査の効率化ということで、紙袋検査について、フレコンと同一の調製ロットがあれば、ばら検査の結果をもって証明できるようにすべきといったご意見ですとか、個人調製フレコンの検査を検査請求毎にばら検査を行うのではなくて、個体検査に準じた方法に見直すべきといった検査を効率化する方法についてご意見を頂きました。この様なご意見をよく聴きながら効率的な検査方法を検討していきたいと考えてございます。

また、欄外の※に書いてございますが、今回ご要望のあった事項につきましては、早急に検討させていただいた上で、可能なものにつきましてはできるだけ31年産に間に合うように見直しをしていきたいと考えてございます。

更には、農産物検査の国への報告については、行政手続のオンライン化という取組も別途政府全体で進めてございますが、そのような中で現在検討が進められております共通申請サービスを活用して業務負担を軽減ですとか、登録検査機関に求めております報告書類の大幅な削減

についても検討をして負担軽減に努めて参りたいと考えてございます。

それから、前回の懇談会の議論の中で幾つかご指摘を頂いたものがございますので、ご説明をさせていただきます。

まず、参考2でございます。前回、穀粒判別器について、三社のメーカーの方々にもご参画いただきまして、その測定結果をお示しさせていただいたところでございます。下欄が三社の結果でございますが、他方、目視による検査というものととの比較ということで、私どもの職員が目視によって検査した結果を上の方欄にお示しをさせていただいております。少し測定結果が異なっているところもございますが、このサンプルにつきましては、目視あるいは機械いずれも1等と判定されるというものでございますが、参考として提供させていただきました。

それから、参考3でございます。前回、三橋委員から農産物検査に関して相談窓口を設置して欲しいとご指摘を頂きました。こちらにつきましては、広域登録検査機関の登録等の申請・届出、農産物検査に関する問合せ窓口を設け、問い合わせがあれば対応している状況で、こちらにつきましては農林水産省のホームページにも掲載をいたしまして、周知させていただいているところでございます。

それから、最後になりますが、こちらにつきましては、こちらのメインテーブルの委員のみ机上配付をさせていただいておりますが、前回、大谷委員から、穀粒判別器について、繰り返し測定した場合の結果についてどうなるのかという御指摘いただきましたので、資料として入れさせていただいております。穀粒判別器の繰り返し測定結果について、三社それぞれ二つのサンプルについて10回測定した場合の測定結果ということで、実はこれは懇談会が始まる直前に、この会場で三社が機械を持ち込みまして測定していただいた結果でございます。誠に申しわけございませんが、こちらのメインテーブルの委員だけの配付になっておりますけれども、ご確認いただければと思います。

私からの説明につきましては以上でございます。

○高木座長 どうぞありがとうございました。

それでは、今日のメインの中間論点整理案についての論議をまずはしたいと思っています。

まず、論点は大きく2つありますので、前半の現行の農産物規格・検査に関する論点から入りたいと思います。

夏目委員から文章によりまして意見が提出されておりますので、夏目委員からまずそのご説明頂きたいと思います。前半部分をまずお願いします。

○夏目委員 はい、夏目でございます。発言の機会頂きましてありがとうございます。

資料3に基づいて、私も二つに分けて書いてございますので、まず前段の現行の農産物規格・検査に関する意見のから申し上げたいと思います。

これまでの議論を通じて感じましたことは、規格・検査に関して、消費者が携わることはとても難しいかなという感想を持ちました。主に、生産なり検査なり技術的な論点で語られることが多いので、そこに消費者がどのように意見を述べていったら良いのかということはずっと考えてまいりました。

今回ペーパーで出させていただきましたのは、まず①のところでは、資料1では2ページのところに当たります、着色粒の基準について、これまで私が発言できなかったところをきちんと、消費者の全てとは申しませんが、消費者が関心を持っているということを書いておくべきだろうと思っております。

①でございますが、着色粒の基準を満たすために、生産者の方々がカメムシ等の防除にネオニコチノイド系農薬を使用している、このことは事実でございます。一方で、ネオニコチノイド系農薬は子供の脳神経系への影響やミツバチ減少の原因とも言われておりました、生態系破壊や環境汚染を及ぼしている、このような懸念を持っている消費者は日本だけではなくて世界的にもいらっしゃるわけでございます。EUでは2018年から本格的な使用規制が始まっております。日本とEUを即イコールで結びつけることはできないということは承知しております。つまり、米の消費、生産消費に関するものが全くEUと日本では違っておりますので、そこにかかわる農薬というのも当然違っていると承知しておりますが、ネオニコチノイド系農薬の使用というのは世界から見れば減少すべきという方向に動いているのではないかと思っております。

したがって、この着色粒の基準というのは、昭和49年に新設されておりますので、このままで良いのかどうかということは、一度考えていただきたいと思っております。これまでも農林水産省の資料の中で、着色粒カメムシ防除につきましては資料が出ておりました、それも承知しておりますが、農薬使用量そのものを減らしていく、それから散布回数を減らしていく、口にするものに対する消費者は安全を求める視点から、是非、ご検討の項目にさせていただければありがたいと思っておりますので、中間論点整理案のところに着色粒の基準の「一方」というところですけども、「一方、着色粒の基準の緩和を求める現場からの声があることに」という部分がありますが、現場の声だけではなく消費者の声があるということもここに追加を記載させていただきたいと思って、ここにペーパーを出させていただきました。

②のところ、農産物検査員の検査精度の向上については、多収穫品種は産地品種銘柄が増加

していることから、と書いてありますが、これは先ほどの資料1で農林水産省からご説明いただいたとおりと同じような内容でございます。やはり目視だけでは限界がありますし、機器が非常にすばらしいものになりつつあっても、コストのこともありますので、機器だけでは難しいということも十分に分かっております。

最後の段落の検査関係事務につきましても、今ご説明がありましたとおり、今回委員から出されましたそれぞれの効率化すべきという項目につきまして、早い対応をしていただいて、31年度からでも可能になるという話を伺って非常に安心したところでございます。このようなことが実際に速いスピードで進むということは、懇談会を開催した意義があったのかなと感じたところでございます。

前段につきましては以上でございます。ありがとうございました。

○高木座長 農薬の規制ということではまだ何も、我が国の何か動きはないのですか。

○夏目委員 それは私ではなくて、農薬関係は農林水産省の方からお願いします。

○内田米麦流通加工対策室長 農薬の規制に関しましては、昨年、農薬取締法が改正されて、人や環境への安全性を一層向上するために、ネオニコチノイド系農薬を含めて全ての農薬について、最新の科学的知見に基づいて改めて再評価を行うという形になってございます。

どういう農薬を優先的に再評価していくかという形でも整理をされてございますが、ネオニコチノイド系農薬については、使用量が比較的多いということで優先的に再評価を行うということで、2021年度以降になります。再評価について検討を進めていくという話を伺っているところでございます。

○高木座長 それでは、農産物規格・検査に関しまして、他の方のご意見がありましたらお願いいたします。

○山本委員 全農の山本でございます。

まず、中間論点整理案について、この前段の部分ですね、これについて大きな異論はないというところからまずご発言させていただきます。穀粒判別器のところでは、私どもは何度も申し上げているように、機械を入れることによって効率化が逆行するようなことにならないということが前提なので、ここに整理していただいたようなことでよろしいかと思っておりますが、ただ、機械そのものを一斉に導入して統一化を図っていくということになってきますと、生産現場の方では機械の導入に充てる費用がかかってくると思っておりますので、費用負担の面についても十分予算の兼ね合いも含めて検討いただけたらと思っているところでございます。

胴割粒についても着色粒についても、私どもの意見といたしましては、現行の基準で、非常にそ

それぞれの生産段階でも、流通段階でも、努力をしているということなので、現行の基準を基本にして考えていただければと考えています。胴割れについては何度も申し上げるように、線引きは難しいということなので、現在ある被害粒の合計値の範囲内ということでそれぞれが努力しているのだろうということで、このまま継続してはどうかというのが意見です。

着色粒の関係ですが、これはクレームという位置付けでは、現在、一粒でも入ったらクレームにつながるということで、厳しくすべきというご意見と緩和すべきというご意見の両方があったと思います。私どもの意見としましては、現行をベースにしながら、今それぞれの努力があると認識していますので、今の状況で良いのではないかと考えています。

緩和すべきという意見の中に、先ほど夏目委員からもご提案がありました農薬の削減とか、機械技術の進歩で除去できるので緩めて良いのではないかとご意見ですが、恐らく生産現場で、とりわけカメムシの防除に関して、非常に人体に影響のあるようなところまで散布するという考えで散布している農家の方はいらっしゃらないと思っています。これは、当然ながら農薬の使用基準というのを厳格に守りながら防除していると認識していますので、この夏目委員からの提案のありましたネオニコチノイド系農薬というものの影響というのは、生産者個人が意識しながら散布しているということではなくて、その農薬の使用基準の範囲にいくのだろうと思っています。

したがって、そういう観点から、危険な農薬だという観点は、これは農薬の使用基準を作成するに当たってご検討いただく必要があるのかなと思っています。

いずれにいたしましても、現行基準を堅持することが良いのではないかとご意見から申し上げます。

○高木座長 他にいかがでしょうか。

○市川委員 大戸屋ホールディングス、市川と申します。

今、意見に上がっています残留農薬について、どの段階で検査をして、安全・安心なお米を提供しているのか教えていただきたいと思います。

○内田米麦流通加工対策室長 ちょっとすみません、今にわかには分からないものですから、少し確認をさせていただきましてお答えをさせていただきたいと思います。○市川委員 弊社ごとなのですが、とあるJAさんから購入している時にそういった情報をいただいて、日本の場合、当時108の残留農薬検査をして、それが全て基準をクリアしているという証明書をいただいたことがございます。

また、海外のものにおいては、産地並びに船積みの段階で、両方合わせて五百数十もの残留

農薬検査をして日本国に入っているということがございますので、日本国民として日本の美味しいお米を消費者の方にお召し上がりいただくのに、安心・安全なご飯を提供するためにも、ご確認をにいただきたいと思います。

○堺田穀物課長 今確認の上、この場でご回答させていただきますので、すいませんが少々お待ちください。

○高木座長 他にいかがですか。

○内田米麦流通加工対策室長 残留農薬の検査の関係についてお答えさせていただきます。農林水産省におきましては、例えば27年度28年度におきまして様々な農産物について残留農薬の検査を実施しておりますが、全体として3,763点について残留農薬の検査をいたしまして、その結果どのような状況であるのかということ ホームページ等でも公表させていただいている状況でございます。

○高木座長 他にいかがですか。三橋委員、何かございませんか。

○三橋委員 ございません。

○高木座長 それでは、先ほど夏目委員から出された消費者からの声を加えて欲しいというご意見ですが、現場ないしは消費者からの声というように書き加えるということによろしいですか。皆さんがよろしければそのように修正をすることにしたいと思います。

森委員、大谷委員、いかがですか。大谷委員。

○大谷委員 特にございません。

○高木座長 森委員。

○森委員 特にありません。

○高木座長 はい。

それでは、前半の方はこれまでにしまして、次の後半の米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点に入りたいと思います。これも、先程夏目委員から文書による意見が出されておりますので、後半部分をお願いいたします。

○夏目委員 ありがとうございます。

では、資料3の後半の部分、特に表示に関する部分について発言させていただきます。袋詰めの玄米及び精米の表示要件について検討すべき時期にきているのではないかとということが主張したい点でございます。

まず、①でございます。農産物検査法の目的というのは農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与するということが主な目的でございます。取引には非常に有効に作用していると承

知はしておりますが、玄米の等級が精米表示には反映されていない、表示には反映されていないということから、消費者の自主的かつ合理的な選択に必ずしも役立っているとは言えないのではないかと考えております。したがって、容器包装以外への産地・品種・産年の表示については、その農産物検査による証明がなくても今でも可能であるわけですが、その容器包装入り精米・玄米についてのみ現行のままの厳しい基準を課していくということについて、一度議論をしてみる時期ではないかと思いい①のところは書かせていただきました。

②の未検査米のところでございます。この未検査米について3点セットの表示が禁止されている訳ですが、第2回の懇談会で提出された資料の「米流通の現状、中食・外食、消費者との取引における品質基準等について」という資料からも、農産物検査規格というのが十分に活用されているとは必ずしも言いきれず、その未検査米への表示を禁止する十分な理由は希薄ではないかと考えております。

一方、これまでもこの懇談会で未検査米が市場に及ぼす影響が非常に懸念されるというご発言がたびたびなされてきたわけですが、前回の資料で市場に出てくる未検査米というのは約123万トンという数字が出てきたと思います。これが市場に及ぼす影響が非常に大宗なのかどうかというところは私は判断できませんので、分かりましたらどなたかお答えいただきたいというのが一つこの中にございます。

消費者としましては、原則として全ての生産情報が消費者に提供されるということが望ましいわけなので、仮に農産物検査法でなくても情報提供されるものがあれば、例えば現状の米トレス法の活用、産地はこれで証明されていくわけなので、それ以外は任意でも表示できるということであれば、3点セットに近いようなものがありますので、未検査米の表示についても、考えていただいて消費者にできるだけ情報が与えられるようにしていくのが望ましいのではないかと消費者は望んでいるところでは発言をさせていただきたいと思ひます。

その中間論点整理案のところでは、1段落目の最後のところに、今後その当否につき表示を所管する省庁とも議論しておく必要ということで、表示は消費者庁の所管になりますので、もしそうであれば消費者庁にこの話を持っていただいて、その議論をしていただくということに進んでいけば非常にありがたいと思ひているところでございます。

以上です。ありがとうございました。

○高木座長 今のご質問について何かありますか。

○内田米麦流通加工対策室長 未検査米が市場に及ぼす影響がどうなのかということでご質問をいただいたところでございます。中々難しい問題であるかと思ひますが、現在の未検査米の



流通につきましては、第三者による品位の証明が必要でない取引、例えばインターネットを通じた消費者への直接販売ですとか、あるいは中食・外食事業者への販売などによるものが主であると考えてございます。

一方で、現在小売などを対象とした取引におきましては、農産物検査による品位等の証明が求められているといったこととございますので、ある程度すみ分けということができているのかなと思っておりまして、その未検査米を取り扱うかどうかはその取引を行う方々が契約において選択されるといったこととございますので、前回の懇談会でもご議論がありましたが、その未検査米が多く出回って検査米と混ざってしまうことには、なかなかならなくて、それぞれの取引ではどのようなものが必要なのかということを選択されるという形になるのかなと考えているところでございます。

○高木座長 それでは、皆さんのご意見をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○森委員 日本生協連の森でございます。

前回、少し時間切れになったので話せなかったのですが、袋詰め精米の表示の問題ですが、袋詰め精米の表示については、現行、食品表示法の中で、産地・品種・年産については、農産物検査法による証明ということが明記されています。

今の夏目委員からの発言もそうですし、前回の資料もそうですが、袋詰めの精米だけが農産物検査法による証明ということが書かれていて、ばら売りですとか、中食・外食では必ずしも要件とはなっていない。この点についてはバランスを欠いているのだらうと思います。

日本生協連の指定工場では、例えば検査印が押されていないといった農産物検査の証明に不備のあった玄米が入荷した場合、この原料については当然ながら袋詰め精米で表示ができませんから、基本的には産地へ返品をするということになります。

根本的にはその検査の精度、確からしさの問題ではあるのですが、この予定していた原料が使えないということで、これが欠品のリスクを常に抱えていると考えています。

工場では、基本的には農産物検査の証明についても確認をしていますが、納品伝票の中の指図ナンバーや、オーダーナンバーに基づいて各工場の中でトレースシステムに登録を行っています。ですから最終製品から産地までトレースバックというのは伝票の中で完結ができると考えていますが、工場での検収作業はこの農産物検査証明の一点一点の確認を当然やっただいていますし、等級印がきちんと押されているかどうか全部確認してもらっていますが、場合によっては、紙袋についている検査証明を全部切り取って保管をしている場合や、デジカ

メで全部撮って保管をしている、このような作業が発生しているのが現状で、あまり米以外ではこのようなことは考えられないと思います。

米トレサ法を活用するというのは私も同意見ですが、現行はまだ産地しか表示ができませんので、品種・年産も含めた検討はするべきだろうと、このような非効率なところは解決されるだろうと思います。

以下は、少し個人的な意見になるのですが、生産者の中には全部が全部とは言いませんが、少なからず農産物検査を通過したから問題ないと、農協さんに出荷したから終わりという意識がないとは言えないと思っています。生産段階、調製段階で、第1回懇談会でもご発言がありましたが、品種の取り違え、それからこれも過去に私も経験しているのですが、倉庫の中で保管をしていて、去年の古米を間違っって新米の時に出してしまったということもあります。

土砂やガラス片が入っている場合もありますし、昨日、ちょうど卸さんと話をしたらですね30キロの紙袋の中にカルトンが入っていたということもあって、必ずしも検査だけでは見つけられないものも確かにあると思います。

伝票情報に基づいて、生産から消費のところまできちんと情報伝達できるというような仕組みがもしできるのであれば、生産者が責任を持って出した情報がそのまま伝わるということで最終的には生産者さんの意識も高まるのではないかなということを期待したいと、そのことは回り回って、消費者の方のメリットにもなるのだろうと思います。業界全体がプラスになる方向で考えていただければと思います。

以上でございます。

○高木座長 他にいかがでしょうか。

○内田米麦流通加工対策室長 今、ご意見頂きました。それで今、森委員から、それから夏目委員からもお話がありました米トレサ法を活用して表示すべきではないかというご意見を頂いているところでございますけれども、米トレサ法を根拠として産地・品種・産年を表示することに関して、現状では、米トレサ法に基づく表示の場合には産地（未検査）という形での表示になってございまして、これを例えばその品種とか産年までということになると、一つは取引の記録の作成、産地情報の伝達を意味付けている中で、品種及び産年はできてないという形になりますので、仮にそのようなことになる場合、新たに義務を課すということで、例えば加工用米とか業務用米とか、あるいは農産物検査を受検した米にまで広く義務をかけることになって、規制の強化になるといったところもございまして、そのようなことも踏まえながら、消費者利益もよく考えて、慎重に検討していかなければいけないと考えているところでござ

ざいます。

○山本委員 全農の山本でございます。

この2点、交付金の交付要件と袋詰め精米の精米表示要件のところですが、最初に上段の交付要件のところは、ナラシ制度の内容の問題となるので、最終的には農林水産省のご判断と考えるところですが、何度も申し上げるように大宗に影響はしないというのが私どもの大きな意見でございます。

このナラシの交付要件のところ、特に生産者が作ったお米のうち販売目的とするものの数量がいくらかという確認は、現時点では検査を受けたものとしていただいておりますが、仮に検査によらない場合、その数量をどう確認するかというもありますし、逆に検査を受けた1～3等がナラシの対象になるのですが、恐らく規格外が発生した場合はどうするんだという問題もあるので、逆に検査を要件としない場合に違うものを使うというものが、ことによっては非常に手間がかかったり、それを認めたからといって、何かそういうものにどっと流れていくようなことがあっては、私どもとしては問題があるのではないかと認識しています。

もう一点の袋詰め精米のところですが、私どもとしてはやはり今の検査制度の下で、いかにその表示をするものと、しなくてもいいものに分けていく今の考え方が非常に優れているという認識にあります。消費者メリットから考えますと、当然ながらどこでどういうものを作られたかというのは全て認識できることに越したことはないのですが、実はそういったものが検査を受検していただいて仕分けをしていくと。

逆に生産者と消費者が顔の見える取引をしていて、検査を受検することがなくても、お互いの信頼の関係の中で取引ができると思っていますので、逆にその生産者が作ったものを消費者にお届けするような販売形態の場合であっても、不特定多数でインターネットで販売する場合は表示がどうしても必要になってくるということであれば、それは今の検査制度の中で、検査を受けて明確に分けていくということが重要なのではないかと。

それが今の消費者メリットにもつながってくるし生産側の方も未検査が、要は同じように表示がされて流通することによって価格が下がっていく、信頼性の薄いものが流通することで、価格に影響するということも防げるということにつながるのではないかと認識しております。

したがって、今の中間論点整理案の上段の方は、今のまとめで何とかいいのかなと。下段の方は私個人的には上3行で基本は終われば良いのかなと思うのですが、「ただし」のところについては十分大宗に影響のない検討をしていただく必要があると思っています。

以上です。

○高木座長 どうぞ、三橋委員。

○三橋委員 三橋です。

夏目委員のほうからいろいろご指摘いただいた件について、いくつかコメントさせていただきたいのですが、一つは農産物検査法上の等級の表示が実際の消費者の購入に当たっての選択の手段にはならないというご指摘、そのとおりだと思うのです。ただ、等級を踏まえて、消費者の求める規格に合う商品を作るように業者として努力をしているという実態があるということも事実でございます。

したがいまして、間接的には消費者の求めるものに応えているという面があるということだけは少し補足させていただきたいと思いました。

それから、米トレス法での担保の方法についてということなのですが、その前に、未検査米というようなものについても以前お話をさせていただいているのですが、改めてここで繰り返させていただきたいのですが、第三者の客観的な証明のないものであるということが分からないと混乱が生じるということを経験したわけなのですが、そこら辺が分かるようであれば方法論として検討する価値があるのかなということではないかなと思っております。

現実的にそれがいいのかということについて、その米トレス法というような問題も出てくるのだと思うのですが、この米トレス法で、どこまでその表示が担保されるかというようなことについては、いろいろな形での負担やコストというものが一方にかかる可能性があると思うのです。

ですから、どちらの方がコスト的にも実態に合ったその表示体制、そこら辺のところ合っているのかということをよく検証していただいて、米トレス法の方が良いのではないかとということが結論として出るのであれば、それでも結構だと思うのですが、そこら辺の検討をきちっとしていただきたいなど、もしご検討いただけるということであれば、そのような気がいたします。

私のほうは以上でございます。

○高木座長 他にいかがでしょうか。

○夏目委員 今回の米トレス法の件でございますけれども、私、発言するときに現行の米トレス法を活用してと申し上げたと思います。今は産地だけでございますのでこれに産地と産年を例えば米トレス法に加えるということになりますと法律改正ということでもたすぐにできるというものでもないということは承知しておりますし、かえってこれが規制強化につながるという

方向になっていく、またコスト負担が増加するということになっていっても、それは最終的には消費者に回ってくるわけですから、非常に困るわけなのですが、ただ検討する余地はあるだろうと、今すぐでなくてもずっとこのまま、農産物検査のみに頼っていくのだろうかという、そのようなことを心配します。

ですから、こういった懇談会が設けられたことを契機に、一つの選択肢として今後検討していき、もしそれが可能であって変わっていけるものであるならば、それもいいのではないかと、そういう趣旨で発言をさせていただいたわけで、すぐにそれで解決をなさйтеというご趣旨ではございませんので申し添えておきたいと思います。

○高木座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

いろいろご意見がある中でこういうやや概括的にくくったような論点整理ですけども。

大谷委員、何かございますか。

○大谷委員 この中間論点整理については、総論あるいは各論についても特に異論がないというようなことをお伝えしたいということと、もう一点は、米価がもうこの4年間ずっと上昇をしているというような状況がある中で、やはりこの米価が上がるような改善というのは、ふさわしくないのかなと思っております。中にはそのような合理化に結びつくようなことでまとめられておりますので、決してこれをやることによって価格が上がるような方向感にはならないところは、とって読めるのですが、是非、価格が上昇しないようなことも一つ考えていただきたいと思っております。

以上です。

○高木座長 それでは、他にご意見がないようでしたら、米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点のところは大体これでよろしいですか。

それからちょっと前に戻って恐縮なのですが、検査事務の効率化について、事務当局から対応方向の話がありました。齋藤委員の方からいろいろご発言いただいた趣旨から見て、このようなことでいいのか、もうちょっと突っ込めと仰るところがあるのかを伺いたしたいと思います。

○齋藤委員 検査事務の検討方向は、いろいろ十分検討されて、大変良くなるのだろうと思います。ただ一つだけですね、品種の問題がどんどん今現場で増えているものですから、ただもう本当にこの3年ぐらいでまた各県から新しい品種がデビューするという中で、検査員としては他県のものは私の方でも見る機会はありませんけれども、流通の方も大変だと思うのです。

今まで指定していた銘柄がどんどん減って、米の価格の上げにつながるみたいな感じで、各

産地は高値を狙って新品種開発にしのぎを削っているという現状なので、その辺例えば、新潟のコシヒカリはコシヒカリではなくBLという雑種が、世にはびこっているわけなので、それもコシヒカリ。昔からのDNAを持ったコシヒカリもコシヒカリで表示されているので、何かの議論をこれから、海外はこんな、半分クレイジーなというぐらいの品種の数を検査員が証明しろと言っているので、もう今後こんなに増えた品種を我々検査員が本当に分かっているのか。

それと、コンタミ問題で多分各精米センター、コンタミ対策はもうほぼ完璧にやっておられると思いますが、一方、現場の方では、品種間のコンタミに対してどのぐらい気を遣っているかということ、私が百姓なので言ってしまうんですけども、例えば機械の各圃場、品種が違うときの清掃なんかやる人はほとんどいないです。当然、餅とうるちは完璧にやらないとこれは本当にだめなので、全部もうバラして掃除しないと無理なのですが。

例えば、「はえぬき」と「ひとめぼれ」、収穫期はほぼ一緒なのです。そういうときに雨が降る寸前でバラして、「半日かけてバラしてやれ」なんて言ったって無理で、それが我々検査員も確認できないのですよ。

もう本当に一粒一粒のDNA検査でもやらないと分からないぐらいの形質もほとんど、従兄弟かはこのような品種で、それで価格差が何百円とついているものですから、それはそれで確認をしていますけれども、このまま品種が増えるという現実を、海外では全くこんなことはないので、群みたいな形でやるとか少し今の各県のフィーバーしているやつに、頭から水ぶっかけるぐらいのことをそろそろ検討されたいかがでしょうか。

それが検査の方の効率化とあと消費者の皆さんだって本当に新しいものは美味しくなっているとは思いますが、それが本当に対価としてこんな相場で本当にいいのか。それから、また次の年はまた新しいものがどんどんデビューする中で追っかけながら、この主食たるお米を何か嗜好品みたいな感じで扱うようになって、それが変な方の相場の動きにつながっているというような、何か議論を農水の方でもその品種ということを検討される時期に入っているのではないかと考えます。

以上です。

○天羽政策統括官 個人的な意見であるわけですが、私、関西育ちでありまして、子供のころは大阪だったのですが、お米といえばタワラ印、タワラ印の松だったか竹だったか梅だったか、そういうランクだったかどうかよく覚えていませんが、タワラ印の中でランク付けがあると。ちょっと大きくなって兵庫県の学校に行きましたけども、そっちに行くと、あかふじ米の金、銀、銅みたいな感じ。

そういうものかなと思って東京に出てきてみたら、ササニシキとかコシヒカリとかという袋でないだめだし、今やもう関西の消費者の皆さんも品種に重きを置いて商品選択をされる傾向が強くなってきていて、どっちがどうというのは役人が申し上げるのもなんなのですが、私としてとても注目をしているのは、今年30年産北海道が不作だったので「ゆめびりか」があまり思ったとおり穫れませんでしたという中で合組（ごうぐみ）というブレンド米を北海道で販売しているわけですが、これがマーケットでどのように評価されるのかということをとっても関心を持って見ており、これが何らかのきっかけになればありがたいなと、おもしろいなと思っているところであります。

○高木座長 先ほどの残留農薬の件。

○堺田穀物課長 先ほどの市川委員からのご質問にありました残留農薬の関係でございますが、回答が遅れまして申し訳ございません。

前提として、残留農薬につきましては、厚生労働省が食品に残留する農薬で人の健康に害を及ぼしてはいけませんので、全ての農薬について残留基準値というものを設定してございます。これがまず1点。

それから、農林水産省の方ではこの基準に対して農薬がこの基準を超えて残留することがないように農薬取締法上の使用基準を設定している。農薬を適切に使用して、この残留基準値を超えないように、そのような観点から使用基準を設定しているというのがまず、前提としてございます。

直接ご質問のありました検査をどのようにしているかということでございますが、まずこれは厚生労働省の衛生部局が、流通しております農産物、食品について、抽出検査ということでございますけれども、残留農薬の検査をしている。

もし問題があるロットがあれば、これは回収等の指示が出されると、このような流れになっているということと、あと農林水産省サイドとしても、この農薬取締法に沿った使用基準に沿ってしっかりと対応されているかどうかということでモニタリングの検査をしております。ということでの厚生労働省を中心に農林水産省も必要な調査をやっているということで対応しておりますので、回答とさせていただきます。

○齋藤委員 残留農薬ですけども、うちもそうですが、GAPの認証農場は、放射能検査と重金属、それから残留農薬ということで、毎年自社農場から出た米は検査機関に出して、130項目程度のほとんどがノーデータで出ますけれども、中には最後に空中散布で使う農薬が0.00なんぼという範囲内で検出する場合はありますが、ほとんど米の場合は、玄米で検査してもノー

データが出てきていますので、私も消費者の1人なので大変安心して食べています。

ということでGAP農場であれば多分全てのものを検査機関に提出してその書面としていつも持っているということが今の現実だろうと思います。

○高木座長 他にこの際、ご意見がありましたらお願いいたします。

特にないようでしたら中間論点整理案、先ほどの夏目委員の意見に基づく文章修正をすることで、全体として本懇談会の中間論点整理とするということについてよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

今日、夏目委員が初めに出された意見で考えてみると、この左側の主な論点等も多少見直さないといけないところが出てくるかと思いますが、これ公表はいつするんですか。

○天羽政策統括官 委員の方々に、修正して委員の先生方にご了解いただいた上で、もしくは一任をいただいた上で。

○高木座長 でもいずれにしたって委員の先生に報告しなければいけないですね。

それでは、左側の主な論点等の整理、充実と、今、申し上げた右側の現場からの声のところないしは消費者というようなことを加えるということで修正をしたいと思いますが、具体的な修正内容については、座長にご一任いただけますでしょうか。

それでは、速やかに修正の上、委員の皆様にお配りし、その後、公表ということにさせていただきますと思います。

本日は長い時間の意見交換ありがとうございました。

では、最後に天羽統括官からご挨拶を。

○天羽政策統括官 今日を含めまして3回にわたり、ご熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。

ほぼ中間論点整理がこういう感じということで今日をご了解いただいたわけですが、この右側にもありますとおり、この先、技術的に詰めていかなければならないという項目も多いわけでございまして、また役所の方も体制を立て直して、さらに検討を進めていきたいと思っております。これからも、何かお気づきの点があればご教示願えればと思います。

どうもありがとうございました。

午後4時15分 閉会



